

## 設計業務等標準積算基準の一部改定

旧	新																																								
<p>第1章 地質調査積算基準</p> <p>1-3 地質調査業務費の積算方式</p> <p>別表第1</p> <p>(1) 諸経費率標準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象額</th> <th style="width: 15%;">100万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">100万円を超え3000万円以下</th> <th style="width: 15%;">3000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式より求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="width: 10%;">A</td> <td style="width: 10%;">b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>52.0</td> <td>335.58</td> <td>-0.135</td> <td>32.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式</p> $Z = A \times Y^b$ <p style="text-align: center;">ただし Z: 諸経費率(%)          Y: 対象額(円)(直接調査費+間接調査費)          A, b: 変数値</p> <p>(注) 諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。</p>	対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式より求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		率又は変数値	52.0	335.58	-0.135	32.8	<p>第1章 地質調査積算基準</p> <p>1-3 地質調査業務費の積算方式</p> <p>別表第1</p> <p>(1) 諸経費率標準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象額</th> <th style="width: 15%;">100万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">100万円を超え3000万円以下</th> <th style="width: 15%;">3000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式より求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="width: 10%;">A</td> <td style="width: 10%;">b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td style="color: red;">57.2</td> <td style="color: red;">300.01</td> <td style="color: red;">-0.120</td> <td style="color: red;">38.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式</p> $Z = A \times Y^b$ <p style="text-align: center;">ただし Z: 諸経費率(%)          Y: 対象額(円)(直接調査費+間接調査費)          A, b: 変数値</p> <p>(注) 諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。</p>	対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式より求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		率又は変数値	57.2	300.01	-0.120	38.0
対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの																																					
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式より求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																					
		A	b																																						
率又は変数値	52.0	335.58	-0.135	32.8																																					
対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの																																					
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式より求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																					
		A	b																																						
率又は変数値	57.2	300.01	-0.120	38.0																																					

(H27)

改 定	現 行	備 考															
<p>1-5 近接して発注したい場合の積算 原則として調整計算はしないものとする。</p> <p>1-6 安全費の積算 安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。</p> <p>(1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。 (安全費) = { (直接測量費) - (往復経費) - (成果検定費) } × (安全費率) 注) 1. 上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。 2. 上式の往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する旅費交通費及び旅行時間に係る直接人件費の費用である。 安全費率は表-2を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-2 安全費率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">地 域</td> <td style="text-align: center;">大市街地</td> <td style="text-align: center;">市街地甲</td> <td style="text-align: center;">市街地乙</td> <td style="text-align: center;">そ の 他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">場 所</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">都市近郊</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主として現道上</td> <td style="text-align: center;">4.0%</td> <td style="text-align: center;">3.5%</td> <td style="text-align: center;">3.0%</td> <td style="text-align: center;">2.5%</td> </tr> </table> <p>注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を算出する。</p> <p>(2) (1)によりがたい場合及び熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。</p> <p>1-7 電子成果品作成費 「測量成果電子納品要領(案)」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。 ただし、これによりがたい場合は別途計上する。</p> <p style="text-align: center;">電子成果品作成費(千円) = 2.3 × 0.44 ただし、x : 直接人件費(千円)</p> <p>(注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位(小数点以下切り捨て)で代入する。 2. 算出された電子成果品作成費(千円)は、千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。 3. 電子成果品作成費の上下限については、上限: 170千円、下限: 10千円とする。</p>	地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙	そ の 他	場 所			都市近郊		主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	<p>1-5 近接して発注したい場合の積算 原則として調整計算はしないものとする。</p> <p>(新設)</p>	
地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙	そ の 他													
場 所			都市近郊														
主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%													